

新潟市地域コミュニティ協議会事務所借上補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）が当該協議会の運営等に係る事務を行うため、市の所有する以外の建物（以下「事務所」という。）を借上げる場合に要する経費を補助するため必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、市の施設等を利用することができないため、やむを得ず事務所を有料で借上げた協議会に対して、特に必要と認められる場合に限り、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、当該補助金の交付は、1協議会につき1か所を限度とする。

(補助金交付の対象)

第3条 補助金交付の対象とする経費は、次の各号の一に該当する経費とする。

- (1) 事務所を契約の始期・終期にかかわらず通年で借上契約をしている場合に、その契約に係る物件の賃料
- (2) 事務所の使用により生じる電気、ガス、上下水道の実費経費及び事務所の借上契約の更新に係る経費
- (3) 事務所の借上初年度の契約に係る敷金、権利金その他これらに類する経費
- (4) その他市長が特に必要があると認めた場合に係る経費

(補助金交付の対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、建物修繕費等の維持管理に係る経費については、補助金交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 第3条第1号に規定する補助金の額は、4月1日から翌年3月31日まで（以下「年度」という。）の分の事務所の借上に係る賃料（以下「賃料」という。）から、その借上に係る建物を転貸することにより得た収入がある場合には、その額を控除した後の額とし、60万円を限度とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、周辺の賃料相場を考慮し、前項に規定する補助金の限度額を変更することができる。

3 前2項で規定する補助金の限度額について、年度の途中で新たに契約を締結し、又は解除した場合は、賃料に係る補助金の限度額に、当該年度の借上月数を12で除した数を乗じて得た額とする。

4 第3条第2号に規定する補助金の額は、年度中に生じた当該経費の総額とし、10万円を限度とする。

5 第3条第3号に規定する補助金の額は、年度中に生じた当該経費の総額とし、30万円を限度とする。

6 前5項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする協議会は、地域コミュニティ協議会事務所借上補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

- (2) 事務所借上補助事業収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 位置図（付近見取図、平面図）
- (4) 協議会の会則
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 前項の規定による審査等の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、速やかに補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、協議会に通知するものとする。

（計画変更の承認等）

第8条 協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに地域コミュニティ協議会事務所借上補助事業変更申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 補助事業の内容又はこれに係る予算を変更しようとするとき（市長が定める軽微なものを除く。）。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該協議会に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

- 3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金交付決定変更通知書（別記様式第5号）により、協議会に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 協議会は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときも含む。)は、地域コミュニティ協議会事務所借上補助事業実績報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事務所利用状況報告書(別記様式第7号)
- (2) 事務所借上補助事業収支精算書(別記様式第8号)
- (3) 事務所借上げに係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書(別記様式第9号)により、協議会に通知するものとする。

(補助金の返納)

第11条 事務所の借上契約の解除等により、補助金の交付対象となった経費について、協議会に返還金が生じた場合はその額を市に返納するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、令和10年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱中附則第2項の改正規定は令和7年3月31日から、その他の規定は令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
団 体 名
代表者氏名

地域コミュニティ協議会事務所借上補助金交付申請書

地域コミュニティ協議会事務所借上補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 地域コミュニティ協議会事務所借上補助事業
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象経費
- 4 交付申請額及びその算定方法 金 円
新潟市地域コミュニティ協議会事務所借上補助金
交付要綱第5条に基づく金額
- 5 補助事業の着手（予定）年月日 年 月 日
- 6 補助事業の完了（予定）年月日 年 月 日
- 7 情報の公表の方法等 協議会の予算書 協議会の決算書
協議会の会報 その他（ ）
- 8 添付書類
 - （1） 契約書の写し
 - （2） 収支予算書（別記様式第2号）
 - （3） 位置図（付近見取図、平面図）
 - （4） 協議会の会則
 - （5） その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第6条関係）

事務所借上補助事業収支予算書

収入の部

（単位 円）

科 目	予算額	備 考
市 補 助 金		
協議会負担金		
合 計		

支出の部

（単位 円）

科 目	予算額	備 考
事 務 所 借 上 料		
合 計		

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

地域コミュニティ協議会事務所借上補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった地域コミュニティ協議会事務所借上補助金については、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 地域コミュニティ協議会事務所借上補助事業
- 2 交付決定額 円
- 3 交付条件
 - (1) 補助金の交付を受けて借り上げる事務所は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用してはならない。
 - (2) この補助事業に係る証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
団 体 名
代表者氏名

地域コミュニティ協議会事務所借上補助事業変更申請書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった地域コミュニティ協議会事務所借上補助事業について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 補助事業の名称 地域コミュニティ協議会事務所借上補助事業

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更の理由

4 変更予定年月日 年 月 日

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

地域コミュニティ協議会事務所借上補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した地域コミュニティ協議会事務所借上補助金については、次のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 地域コミュニティ協議会事務所借上補助事業
- 2 既交付決定額 円
- 3 変更交付決定額 円

4 変更事項

変更前	変更後

5 変更理由

年 月 日

（宛先）新潟市長

住 所
団 体 名
代表者氏名

地域コミュニティ協議会事務所借上補助事業実績報告書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった地域コミュニティ協議会事務所借上補助事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1 補助事業の名称 | 地域コミュニティ協議会事務所借上補助事業 |
| 2 交付決定額及びその精算額 | 交付決定額 円
精 算 額 円
差 引 円 |
| 3 補助事業完了年月日 | 年 月 日 |
| 4 補助事業の成果 | 補助金交付申請書記載のとおり |
| 5 補助事業の精算に係る収支明細 | 収支精算書のとおり |
| 6 情報の公表の状況 | 別紙のとおり |
| 7 添付書類 | |
| (1) 事務所利用状況報告書（別記様式第7号） | |
| (2) 収支精算書（別記様式第8号） | |
| (3) 事務所借上げに係る領収書の写し | |
| (4) その他市長が必要と認める書類 | |

別記様式第8号（第9条関係）

事務所借上補助事業収支精算書

収入の部

(単位 円)

科 目	予算額	精算額	差引増減	備 考
市 補 助 金				
協議会負担金				
合 計				

支出の部

(単位 円)

科 目	予算額	精算額	差引増減	備 考
事 務 所 借 上 料				
合 計				

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

地域コミュニティ協議会事務所借上補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業に対する補助金について、次のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付済額 | 円 |
| 3 確定額 | 円 |